

東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

東大和市学校給食センター設置条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東大和市学校給食センター」を「東大和市の区域内に学校給食センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 東大和市学校給食センター

位 置 東大和市桜が丘2丁目142番地の41

第3条の見出し中「給食」を「学校給食」に改め、同条中「給食センター」の次に「による学校給食の対象」を加え、「市立」を「東大和市立」に改め、「中学校」の次に「（以下これらを「市立学校」という。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「生徒及びこれらの機関に属する職員を対象として給食を実施する」を「及び生徒、市立学校の教職員並びに東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者とする」に改める。

第4条中「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

給食センターの業務は、次に掲げるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（職員）

第5条の2 給食センターに、事務職員その他必要な職員を置く。

第6条中「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「経費は」を「学校給食費の額は」に改める。

第7条第1項中「付属機関」を「附属機関」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（運営委員会の所掌事務等）

第7条の2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

2 運営委員会は、前項に規定する事項のほか、学校給食に関する事項について調査審議することができる。

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条の見出しの改正規定及び同条の改正規定、第4条の改正規定、第5条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第6条の改正規定、第7条第1項の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。